

. 幼保一体化

幼保一体化の目的

これまでの幼保一体化の取組については、

仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、

仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、

家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、

という3つの視点がある。

以上を踏まえ、幼保一体化の目的は、次の3点とする。

(1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供

世界に誇る学校教育・保育を全ての子に

ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

(2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる支援を受けられるように

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的仕組み >

給付システムの一体化

～ 子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～ 市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～ 指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～ こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

施設の一体化

～ 総合施設(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。

・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

・幼稚園から総合施設(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。

・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

・幼稚園・保育所から総合施設(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現 >

子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援(イメージ)

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等

= 指定により、地域
型保育給付(仮称)の対象

それぞれの子ども・子育ての需要に応じた施設・事業及び給付

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育 + 子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育 + 保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

それぞれの子どもや家庭の状況に応じて必要な支援

地域子育て支援拠点事業等

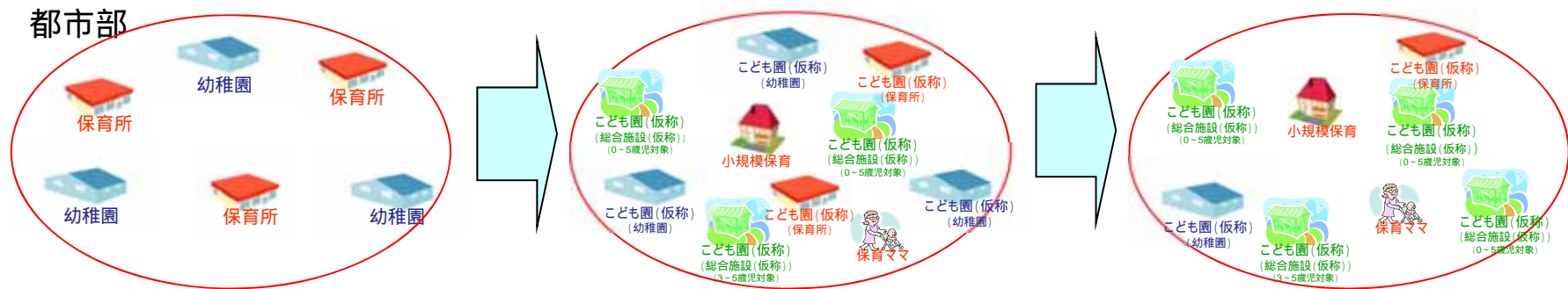
市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

幼保一体化の進め方(イメージ)

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び「基本指針」(仮称)を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

(例)



- ・ 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合施設(仮称)を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。

人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合施設(仮称)への移行を推進する。

地域における学校教育・保育の計画的な整備(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育 + 子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育 + 保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育 + 子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育所等を利用せず家庭
で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村新システム事業計画(仮称)

計画的な整備

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等 = 指定により、地域
型保育給付(仮
称)の対象

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園(仮称)や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

市町村新システム事業計画(仮称)の策定

市町村新システム事業計画(仮称)のイメージ

- 目標値の設定
 圏域の設定
 需要の見込み
- ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 地域子育て支援の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要 等
- 見込量の確保のための方策
- ・ こども園(仮称)
 - ・ 地域型保育(仮称)
 - ・ 地域の子育て支援事業
 - ・ 放課後児童クラブ 等

幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進
 方策
 育休明けのスムーズな保育利用のための方策
 都道府県が行う事業との連携方策

5年ごとに計画を策定

支援

支援

国の「基本指針」(仮称)のイメージ

- 子ども・子育てに関する
 理念(こども指針(仮称))
 提供体制の確保・事業の
 実施に関する基本的事項
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
 - ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
 - ・ 人材の確保・資質の向上
- 需要を見込むに当たり、
 参酌すべき標準
- ・ 目標値の設定
 - ・ 需要の見込量
 - ・ 見込量確保のための方策 等

都道府県新システム事業支援計画(仮称)のイメージ

- 市町村の業務に関する広
 域調整
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
 - ・ 人材の確保・資質の向上
 - ・ 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る事業
- 社会的養護に係る事業
- ・ 障害児の発達支援に
 着目した専門的な支援
 に係る事業
 - ・ 市町村が行う事業と
 の連携方策を盛り込む
 ことが必要
- 大都市特例等は今後
 検討(市町村主体を含む)

指定制の概要

【基本的な考え方】

質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、認可外施設を含めて参入を認め、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。これにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【具体的な制度設計】

法人格	こども園(仮称): 安定的・継続的な運営を担保する観点から、 <u>法人格を条件</u> 多様な保育事業を行う指定事業者: 法人でない場合でも、一定の条件を満たせば指定の対象	
指定基準	現行の基準を基礎とし、 <u>全国一律の基準として定める</u> <small>国の基準と地方の裁量の範囲については、今後検討(基準の客観性は担保) 質の向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討</small>	
撤退規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・撤退の際、<u>事前届出、予告期間の設定、利用者の継続的利用のための調整義務等</u>を課す ・質の確保の観点から、<u>数年ごとに指定を更新</u> ・保護者の選択に資する観点から、<u>情報開示の義務化</u>を行う 	
需給調整	指定基準を満たす施設はすべて指定する。ただし、 <u>施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができる。</u> <small>目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等適正性・透明性の確保のための仕組みを今後検討</small>	
指定・指導監督	主体	こども園(仮称): 広域調整の観点から、 <u>都道府県とする</u> (大都市特例等は今後検討(市町村主体を含む)) 多様な保育事業を行う指定事業者: 地域の実情に応じた供給量の確保の観点から、 <u>市町村とする</u>
	権限	指定・指導監督主体に、 <u>立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限</u> を与える
経過措置	施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は、 <u>こども園(仮称)の指定があったものとみなす</u> <small>施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。 認定こども園の取扱いについて、今後検討。</small>	

【指定制のイメージ】

事業の開始	総合施設(仮称)、幼稚園又は保育所の認可	その他の施設の届出 【認可施設と同等の 【多様な保育】 基準を満たす施設】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 【ベビーホテル等】
財政措置	こども園(仮称) 指定により、こども園給付(仮称)の対象	多様な保育事業者 指定により、地域型保育給付(仮称)の対象	×

イコールフットィングの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

運営費の使途範囲について、こども園給付(仮称)等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること

施設整備費について、運営費に上乗せする仕組みとすること

会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること

指定制における情報開示項目

1. 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
2. 学校教育・保育の内容及びその特徴
3. 一人の職員が担当する子どもの数
4. 職員の保有免許・資格や経験年数
5. 定員以上に応募がある場合の選考基準
6. 上乘せ徴収(実費徴収を除く)の有無
7. 6で「有」の場合、その理由及び上乘せ徴収額 等

新たな制度における契約方式

こども園給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

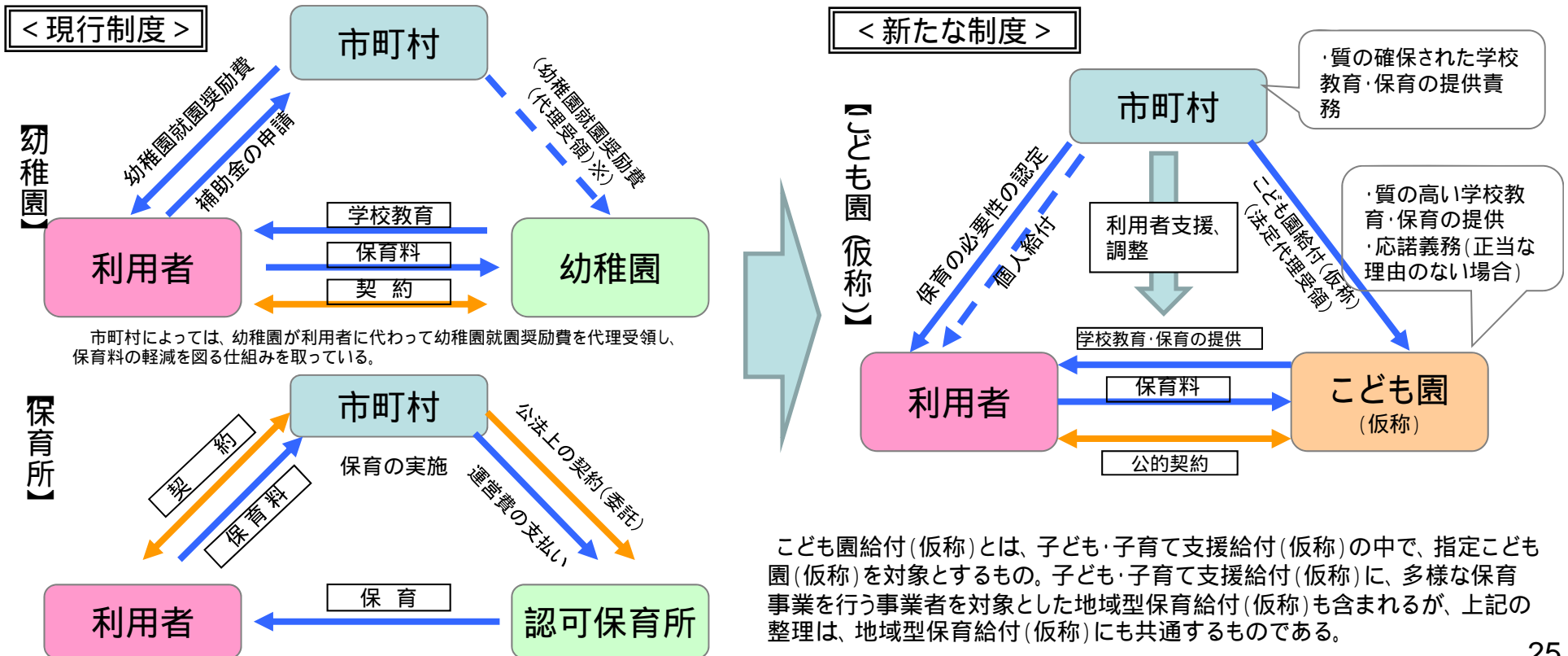
保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。

公的契約に関する市町村の関与については、次の通りとする。

管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者をあっせんする。

当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。

契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



【保育の必要性の認定の基準】

国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。(基準の客観性は担保)

ア 事由

a. 就労

- ・ フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労

一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

- ・ 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討。

- ・ その他これらに類するものとして市町村が定める事由

イ 区分

- ・ 月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「長時間利用」及び「短時間利用」))を設定する。

ウ 優先利用

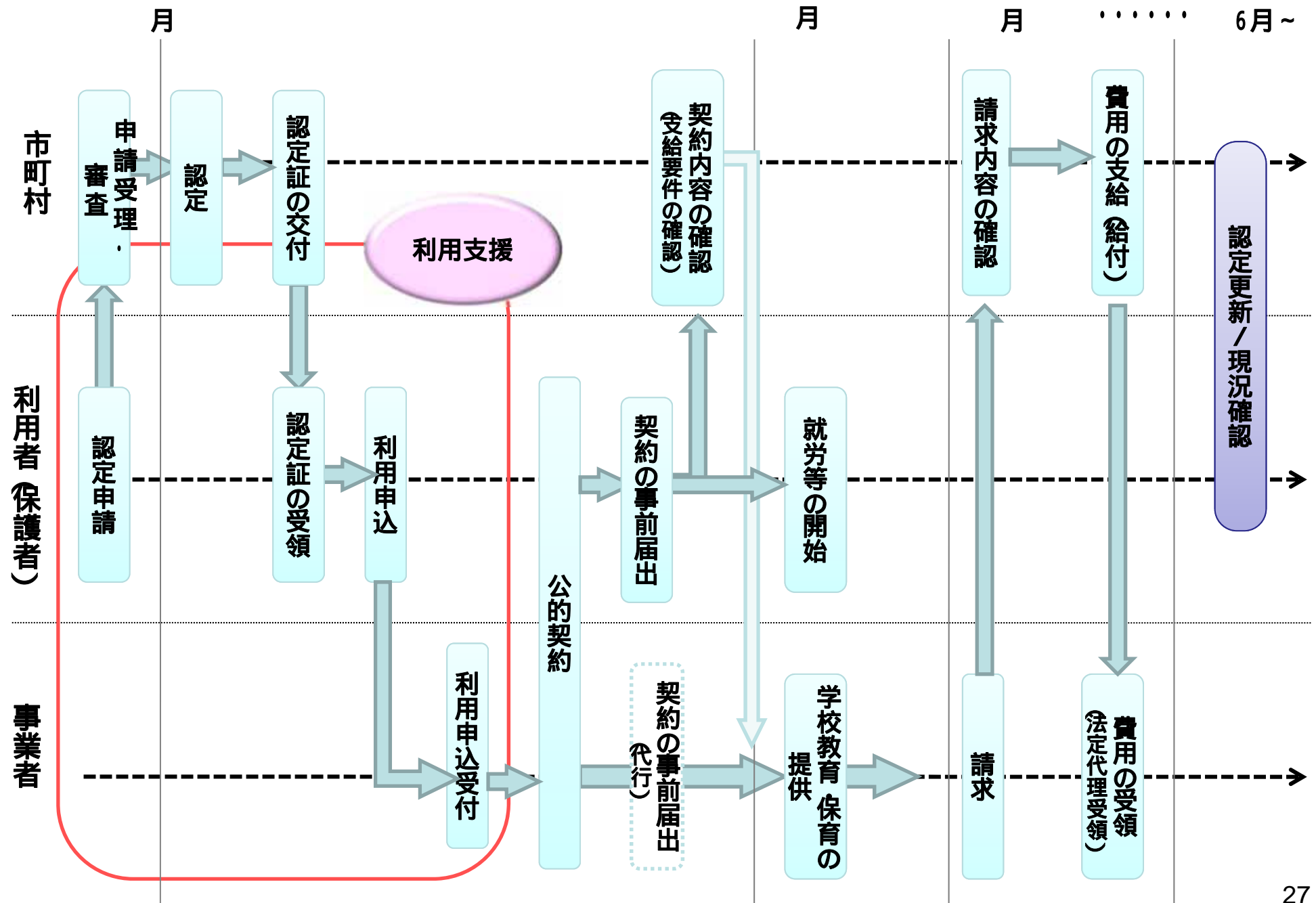
- ・ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

市町村は、認定基準に従って審査を行い認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

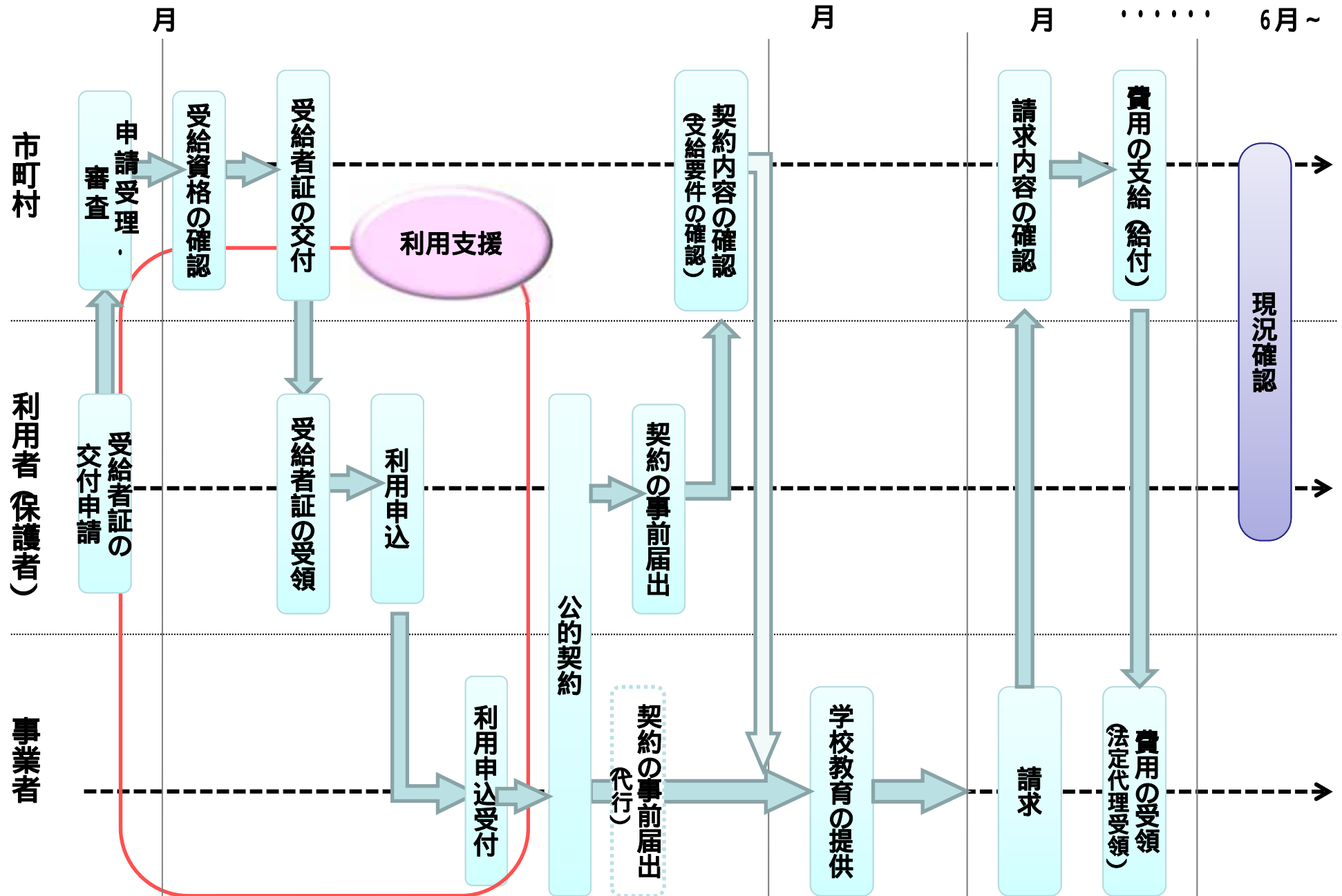
市町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する。

(認定証には、事由、区分、優先利用及び保護者負担の区分を記載)

保育の必要性の認定を受ける場合における利用手続(イメージ)



学校教育のみを受ける場合における利用手続(イメージ)



受給者証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、その要否を含め、今後、更に検討。

【応諾義務】

公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

- ・「正当な理由」は、定員に空きがない場合、定員以上に応募がある場合(この場合、選考の実施が必要となる)、その他特別な事情がある場合とする。
- ・定員は、保育認定を受けた子どもと受けない子どもの別に設定し、選考を行う場合についても定員枠ごとに行う。

定員以上に応募がある場合、選考を実施する。選考の基準は国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行う。具体的な選考基準は概ね次の通りとする。

ア) 保育の必要性の認定を受けた子ども

- a. 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度(保護者の就労、就学、求職等)に応じて選定する。
- b. ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、a.に関わらず、優先的に選定する。
- c. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

イ) 保育の必要性の認定を受けない子ども

- a. 抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき、選定する。
- b. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

施設の設置者が定める選考基準(選考方法)については、情報開示の標準化の開示項目として開示する。

【市町村の関与】

市町村は、公的契約において、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

関与の具体的仕組み

保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提。その上で、当面の対応のための、運用上の工夫として、次のような対応が考えられる。

- ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
- ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

市町村による措置

保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する(措置による入所・利用)。具体的な例は、以下のとおり。

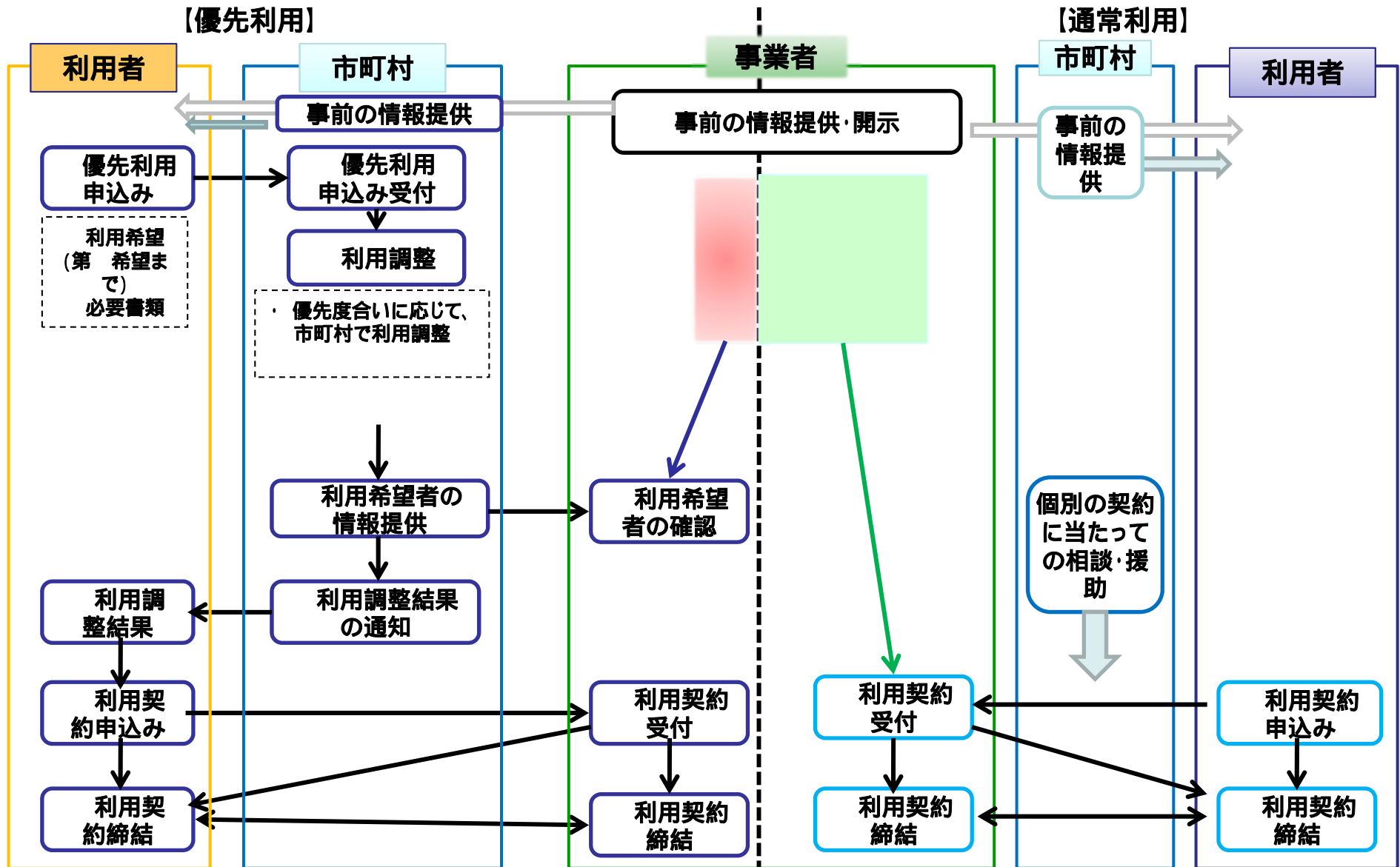
(例)

- ・ 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合
- ・ ひとり親家庭等で子どもの養育上、保育の利用が必要と判断される場合

市町村の関与の具体的仕組み

保育の必要性の認定を受けた場合

→ 優先利用については市町村が調整、それ以外は利用者が事業者に直接申込み(必要に応じて市町村が利用調整)、第2希望以降は優先利用と同様に調整。

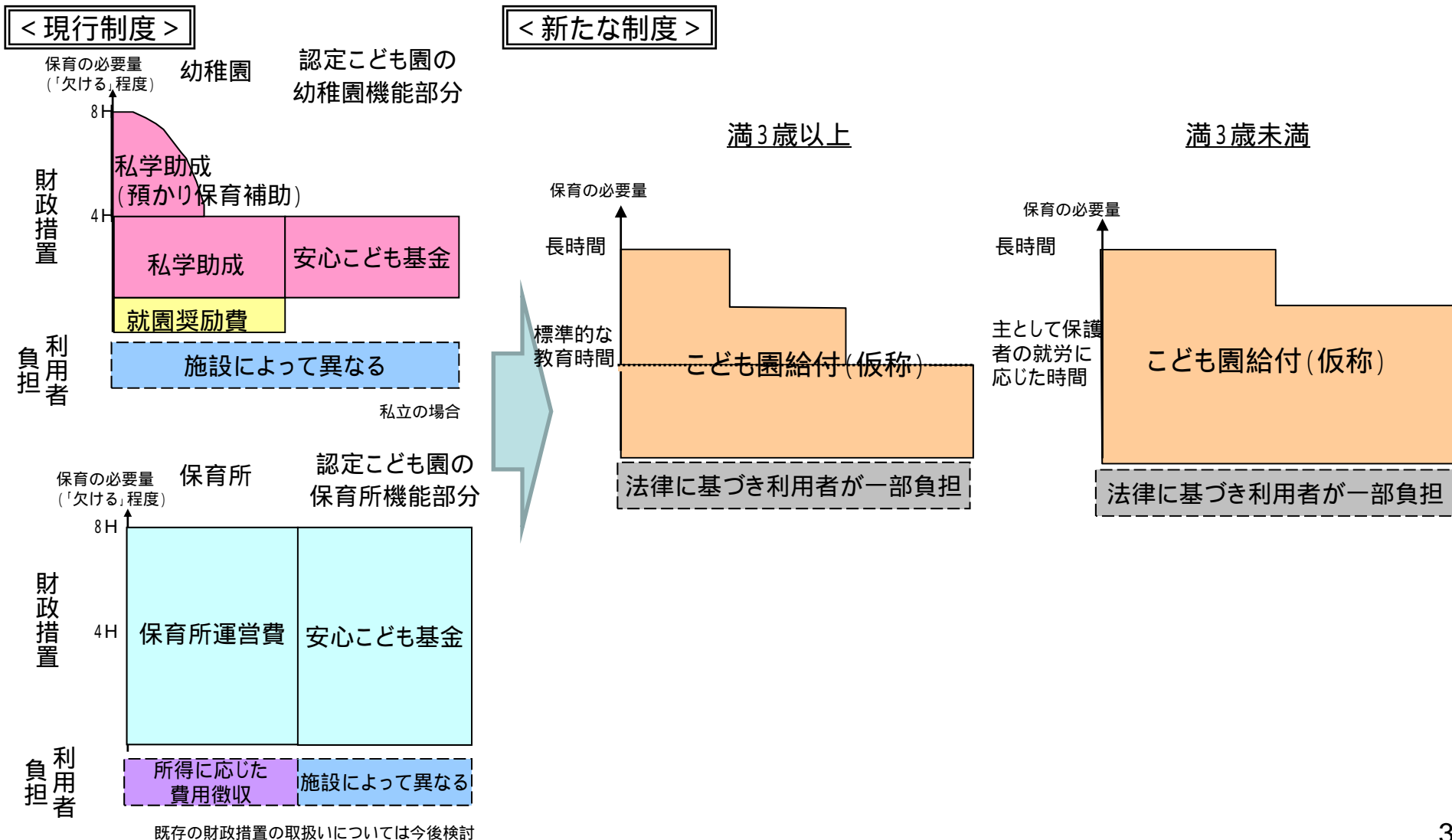


第2希望以降については、優先利用と同様の仕組み。 31

こども園給付(仮称)の創設

こども園給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



【公定価格】

こども園給付(仮称)については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する(公定価格)。

新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。

- ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
- ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。
国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

【支払い方法】

満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分(3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分(2区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
具体的な単価については、この単価区分に応じ、上記の通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。

新たな制度における価格設定

【実費徴収】

国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用について、実費徴収を認める。
 国において、実費徴収の実態を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。

【上乗せ徴収】

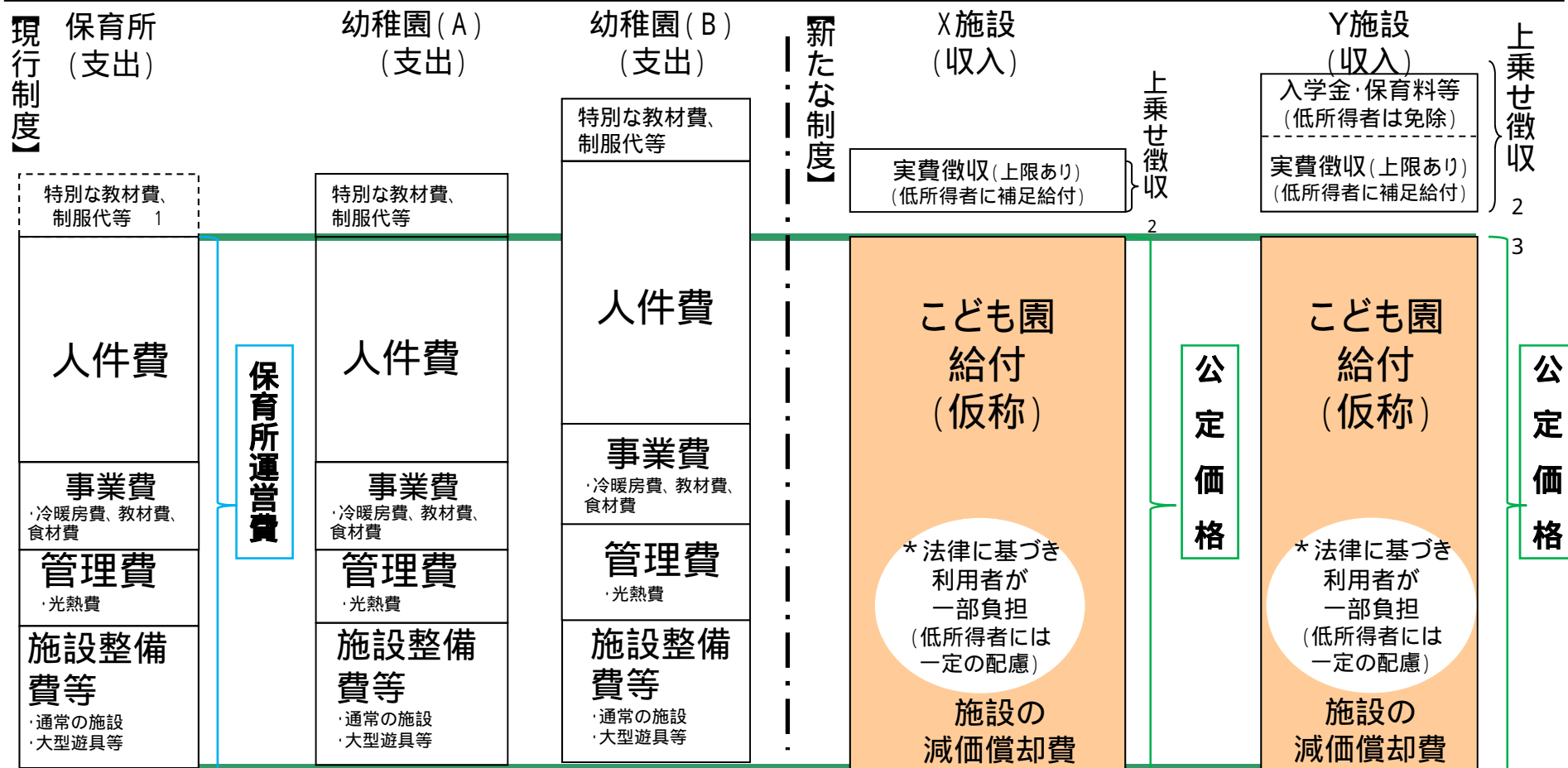
次の要件を満たす施設(当分の間、市町村及び社会福祉法人以外が設置する施設のみ)については、実費以外の上乗せ徴収を認める。

ア 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること

イ 低所得者については、当該徴収を免除すること

ウ 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

ア以外の活動(教育課程終了後の体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明を予め行い、利用者の了解を得た場合は、費用徴収可能とする。



1 市町村との協議が必要。

2 上乗せ理由及び徴収額については施設が情報開示。

3 実費徴収以外の上乗せ徴収(入学金・保育料等)は上限設定はしない。また、当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

地域型保育給付(仮称)

こども園(仮称)を対象とするこども園給付(仮称)に加え、以下の保育事業を地域型保育給付(仮称)の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。

国の基準と地方の裁量の範囲については、今後検討(基準の客観性は担保)

保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付(仮称)と同様とする。

多様な保育ニーズへの対応 (指定制における取扱)

	事業名	留意事項
指定制の対象とする事業	<p>こども園(仮称) → (総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、指定のみの施設)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">こども園 給付(仮称)</div> <p>小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地域型保育 給付(仮称)</div>	<p>毎日利用が基本であり、個人給付として複数の選択肢を確保する必要のある事業が対象。</p> <p>こども園(仮称)は児童数20人以上、小規模保育は児童数19人以下、家庭的保育は児童数9人以下を想定。短時間利用については、定員枠を設ける。 指定基準は現行事業の基準以上を基本とするが、小規模保育、居宅訪問型保育など、新規のメニューについては、質の確保・向上の観点から要検討。 事業所内保育施設の従業員枠の扱いは要整理。</p>
指定事業者の給付メニューとして対応するもの	<p>早朝・夜間保育(実施加算) 休日保育(実施加算)</p>	<p>こども園(仮称)での実施が基本。(小規模保育等での実施も可。)</p> <p>夜間保育については、指定基準の検討と併せて上乗せ単価を検討。 休日保育については、延長保育と同様、事業構成とすることが適当か、更に検討。</p>
事業構成と整理する事業	<p>延長保育事業 病児・病後児保育事業</p>	<p>市町村事業として整理。</p>
指定事業者間の調整で対応できるもの	<p>広域利用</p>	<p>保育を必要とする子どもの広域利用について、市町村間の事前調整のルール化を検討。</p>

総合施設(仮称)の創設

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

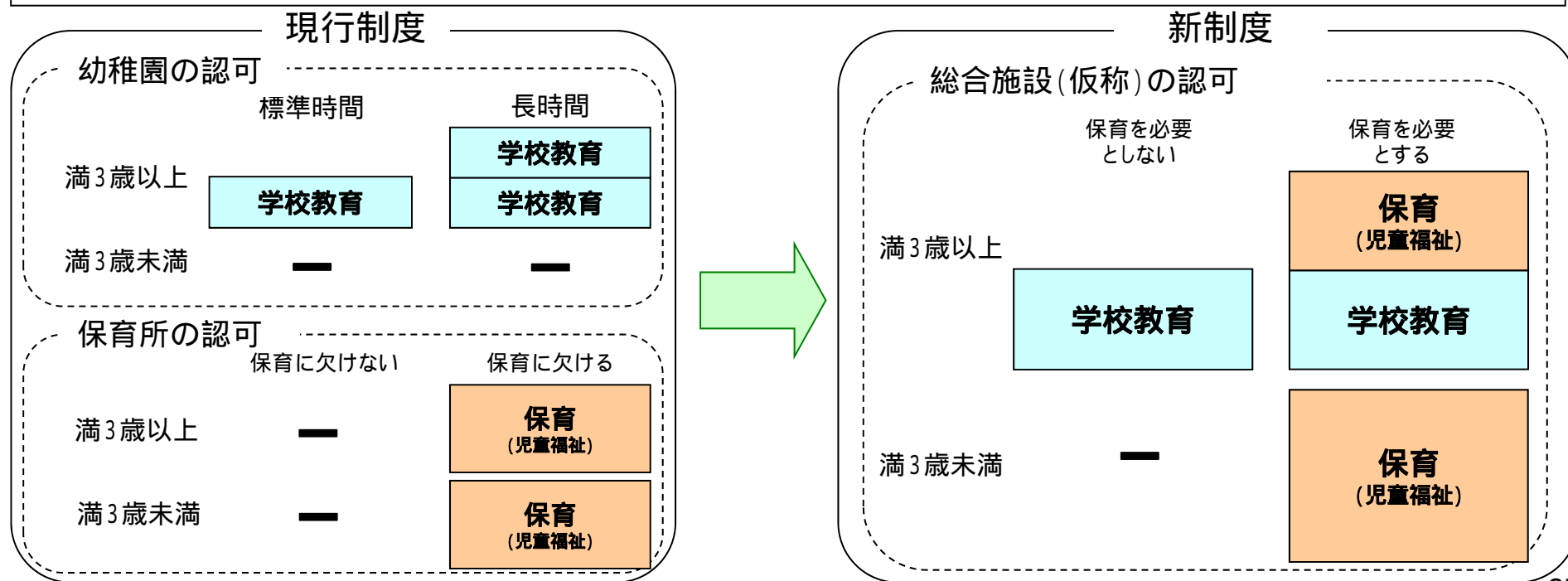
ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設(仮称)への移行を促進する。

例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなど。



施設の一体化 ～総合施設(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

総合施設(仮称)の名称については、今後検討。

総合施設(仮称)の創設により、次の内容を実現する。

ア 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障

- ・ 現行の保育所における幼児教育 に対し学校教育(1条学校)としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。
- ・ これにより、学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設(仮称)へ移行する。

イ 保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

ウ 家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

エ 二重行政の解消

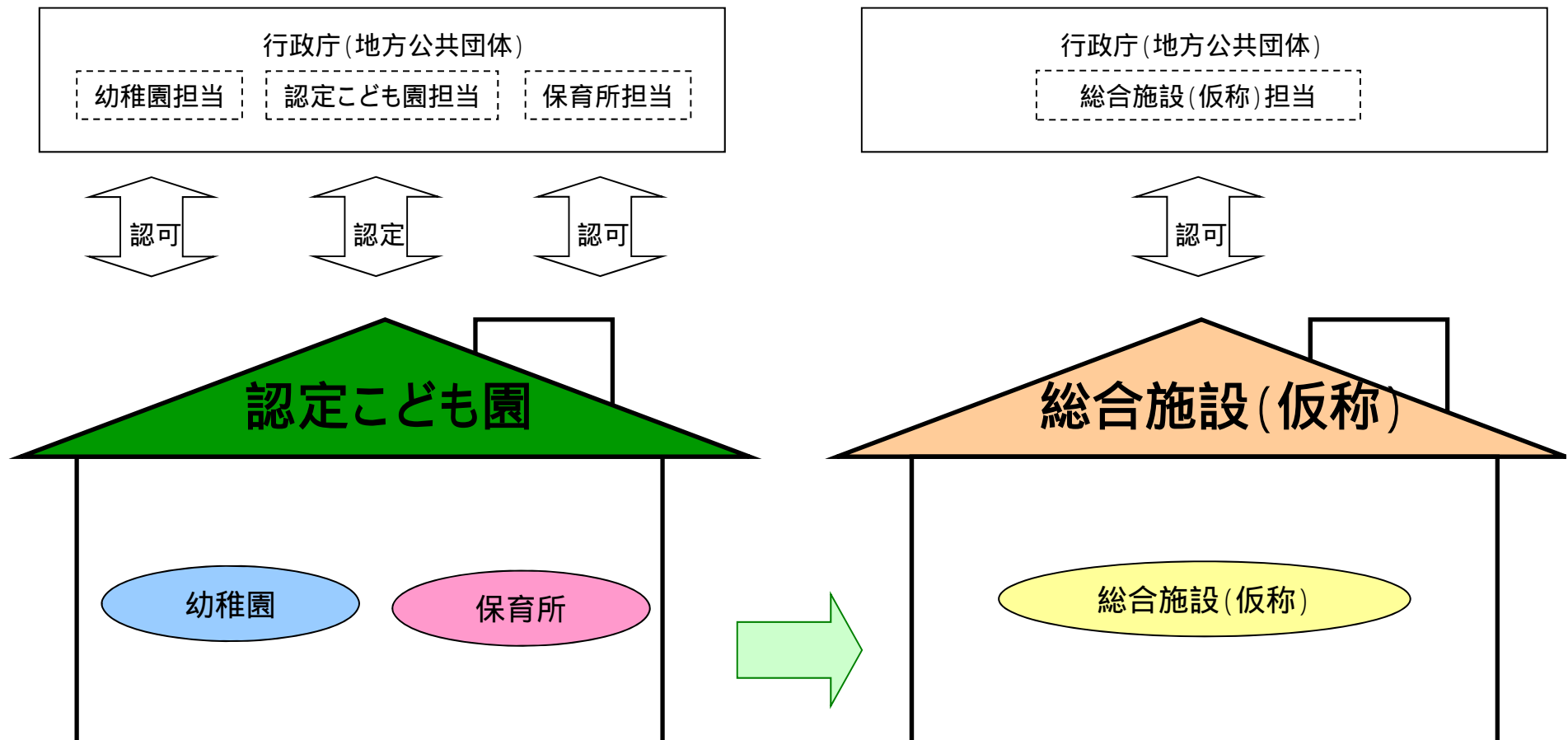
現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁(地方公共団体)の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

総合施設(仮称)の創設

～二重行政の解消～

現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。

総合施設(仮称)においては、総合施設(仮称)の認可に一本化される。

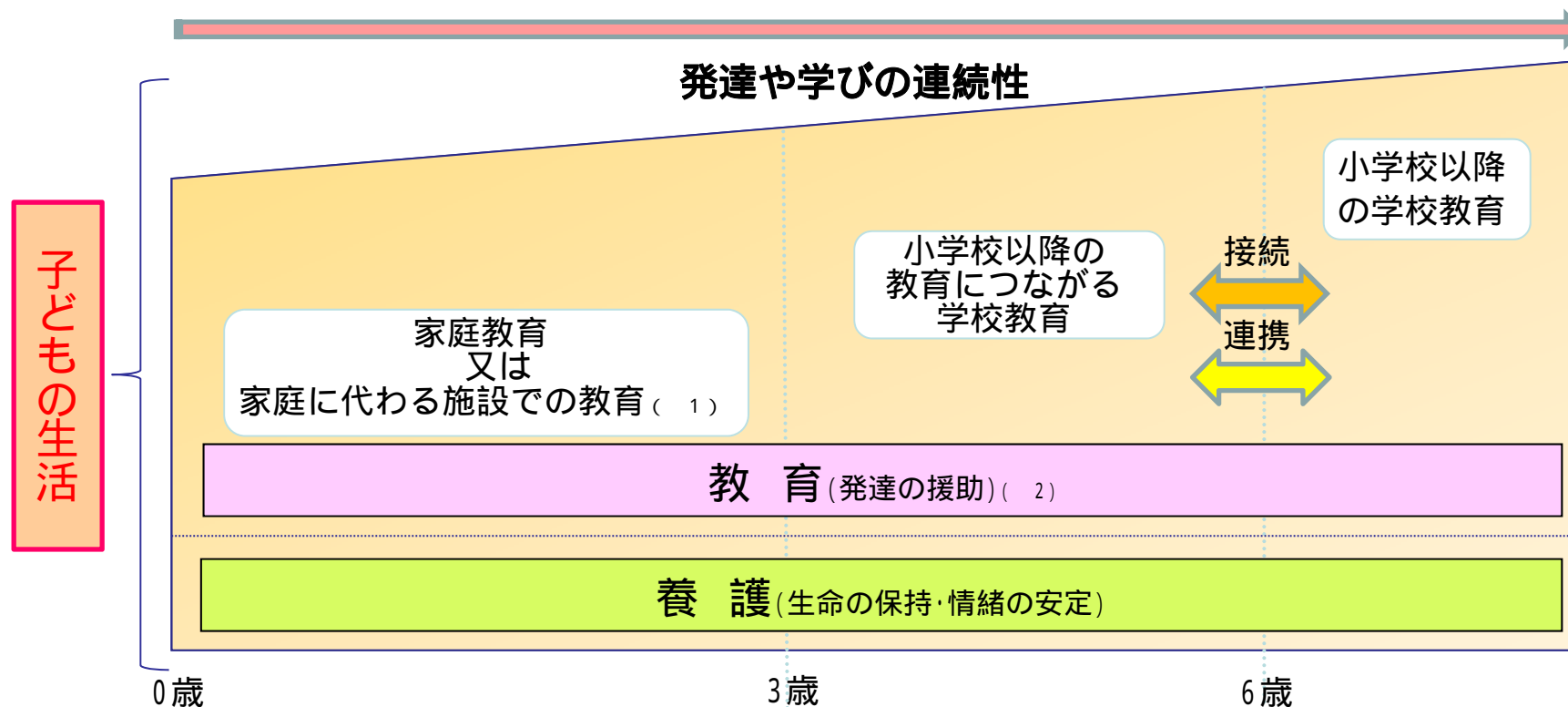


総合施設保育要領(仮称)上の取扱い(イメージ図)

総合施設(仮称)は、小学校就学前の子どもを対象とする学校教育(幼児期の学校教育)と乳幼児を対象とする児童福祉法上の保育を提供することを目的とする施設であり、法制度上の定義・用語については、学校教育と保育を提供する施設と位置づける必要がある。

他方、学校教育法における幼稚園における具体的な指導方法については、学校教育法第22条において、「幼児を保育」することとされており、「保育」という用語を使用しているが、これは幼児の発達の段階に鑑み、教育を行うにあたっては一定の養護が必要であることが理由である。

このように、施設における子どもに対する具体的な指導・援助の方法については、幼稚園・保育所のいずれも「保育」という用語を使用していることを踏まえ、総合施設(仮称)における具体的な指導・援助の要領については、その名称を「総合施設保育要領(仮称)」とした上で、「保育」という用語を使用することとする。



1 保育所で行われる教育は、保育を必要とする子どもに対し、子どもの生活全体を保障する中で提供される家庭に代わる教育であるが、保育には、入所している多数の子どもとの間に愛着関係や信頼関係を構築することが求められること、複数の保育士で多数の子どもを保育するため保育士同士の緊密な連携が求められること、子ども集団全体の健康及び安全の確保が求められることなど、家庭には求められない専門性が必要となる。

2 教育(発達の援助)には、家庭教育又は家庭に代わる施設での教育、小学校以降の教育につながる学校教育、小学校以降の学校教育すべてが含まれる。40

総合施設(仮称)の具体的制度設計の概要

認定こども園(幼保連携型)	総合施設(仮称)
根拠法 【認定こども園】認定こども園法 【幼稚園】学校教育法 【保育所】児童福祉法	総合施設法(仮称) 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討。 一定の要件については、例えば総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること等が考えられる。 上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討。
設置主体 【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 【保育所】設置主体制限なし	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) 大都市特例等は今後検討(市町村主体を含む)
認可・指導監督権者 【認定こども園】認定権者:都道府県知事(又は教育委員会) 【幼稚園】公立:都道府県教育委員会、私立:都道府県知事 【保育所】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	自己評価:義務 関係者評価、第三者評価:努力義務 積極的情報提供:義務
評価・情報公開 【認定こども園】積極的情報提供:義務 【幼稚園】自己評価:義務、学校関係者評価:努力義務、積極的情報提供:義務 【保育所】自己評価:努力義務、第三者評価:努力義務、積極的情報提供:努力義務	園長、保育教諭(仮称)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況を踏まえた上で検討する。
職員 【認定こども園】(満3歳未満)保育士 (満3歳以上)学級担任、教諭 長時間利用児保育:保育士 【幼稚園】園長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師 【保育所】保育士、嘱託医、調理員	公立:教育公務員としての各種特例(新任者に対する研修等) 私立:教員について研修の充実が図られなければならない + 職員が必要な知識等の修得に努める義務
研修 【幼稚園】公立:教育公務員としての各種特例(初任者研修等) 私立:学校の教員として研修の充実が図られなければならない 【保育所】公立:地方公務員としての各種研修 + 児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める 私立:児童福祉施設の職員として必要な知識等の修得に努める	公立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令 私立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令
監督 【認定こども園】認定の取消 【幼稚園】公立:変更命令、閉鎖命令 私立:閉鎖命令のみ(変更命令は適用除外) 【保育所】公立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令 私立:立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消	総合施設(仮称)における政治教育その他政治的活動の禁止 (教員) 公立:国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) 私立:制限なし
政治的行為の制限 【幼稚園】幼稚園における政治教育その他政治的活動の禁止 【保育所】制限なし 【幼稚園教員】公立:国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体の内外にかかわらず制限)、 私立:制限なし 【保育所職員】公立:原則として所属地方公共団体内で制限、 私立:制限なし	総合施設(仮称)への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討。

(参考)

財政措置	【幼稚園】私立:私学助成、幼稚園就園奨励費補助、公立:一般財源 【保育所】私立:保育所運営費負担金、公立:一般財源 他、認定こども園に対し、補正予算で安心こども基金を措置
-------------	---

こども園給付(仮称)	既存の財政措置の取扱いについては今後検討
-------------------	----------------------